

# 様式 1

## オンライン利用率引上げの基本計画（令和3年4月28日更新）

省庁名	警察庁
対象事業名	道路使用許可

### 1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID (行政手 続の棚卸 結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年 度)	オンライン 利用率(令 和元年度)	オンライン利 用率目 標※	取組期間 (達成期 限) ※
2850	交通規制課	道路使用許可の申請	国民、事業者⇒地方	3,547,015	0.2%	20%	(注)
2851	交通規制課	道路使用許可の記載事項の変更の届出	国民、事業者⇒地方	未把握		20%	(注)
2852	交通規制課	道路使用許可の再交付申請	国民、事業者⇒地方	305	0.0%	20%	(注)
2868	交通規制課	道路使用許可の条件の付与	地方⇒国民、事業者				
2896	交通規制課	道路使用許可の条件の変更・付加	地方⇒国民、事業者				
2869	交通規制課	道路使用許可証の交付	地方⇒国民、事業者				

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

(注)本格的なオンライン申請システム運用開始から5年後の年度末まで

## 2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

道路の特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るため、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる行為（工事、作業、工作物の設置、イベント、マラソン等の路上競技及びロケ撮影等）をしようとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならないこととされている（道路使用許可制度）。

道路使用許可を受けようとする者は、当該使用行為の内容を検討・計画し、場合によっては当該行為が安全・円滑に行われるよう、実施方法、合意形成等について申請先の警察署等と事前に調整を行った上、所轄警察署長に対し申請書及び添付書類を提出し、警察署における審査を経て、許可証を交付された後、当該行為を実施する。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に届け出て、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

また、許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に許可証の再交付を申請することができる。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

※オンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載

現在、4 県においてオンライン申請が導入されている。

より多くの都道府県においてメールによる申請を可能とすべく、警察庁では、試行的なポータルサイト（仮称）を準備中である。同サイトにあっては、令和 3 年度の立ち上げを目指している。

また、各種行政手続に係る本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めており、道路使用許可に係る手続についても、同システム上での申請を可能とする予定である。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

手続名	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路使用許可の申請</li><li>・ 道路使用許可の記載事項の変更の届出</li><li>・ 道路使用許可の再交付申請</li></ul>
各手続の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路使用許可の申請 道路交通法第 77 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、所轄警察署長に道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号、以下「規則」という。）別記様式第 6 の申請書及び添付書類を提出しなければならないこととされている。</li><li>・ 道路使用許可の記載事項の変更の届出 許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、所轄警察署長に規則別記様式第 7 の届出書及び当該許可証を提出し、許可証に変更に係る事項の記載を受けなければならないこととされている。</li><li>・ 道路使用許可の再交付申請 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、所轄警察署長に規則別記様式第 8 の再交付申請書及び当該許可証（亡失し、又は滅失した場合にあっては、不要）を提出し、再交付を申請することができることとされている。</li></ul>

【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】

- ・道路使用許可の申請

年間手続件数（令和元年度）：3,547,015件

オンライン利用率（オンライン申請を導入した4県のオンライン申請件数／全国の手続件数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

- ・道路使用許可の記載事項の変更の届出

本届出については、総手続件数の調査が行われていないことから、年間手続件数及びオンライン利用率は未把握。  
令和3年度より、総手続件数を把握するべく、所要の措置をとることとする。

- ・道路使用許可の再交付申請

年間手続件数（令和元年度）：305件

オンライン利用率（オンライン申請を導入した1県のオンライン申請件数／全国の手続件数）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方  (主要な手續について目標設定)※	<p><b>【目標】</b> (目標にするオンライン利用率の定義も明記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン利用率 20% (道路使用許可の申請)</li> <li>・ オンライン利用率 20% (道路使用許可の記載事項の変更の届出)</li> <li>・ オンライン利用率 20% (道路使用許可の再交付申請)</li> </ul> <p style="text-align: center;"><u>オンライン利用率 = (システム申請件数 + メール申請件数) / 全申請件数</u></p>
	<p><b>【取組期間 (達成期限)】</b></p> <p>本格的なオンライン申請システム運用開始から 5 年後の年度末まで</p>
調査中の場合でも想定目標値を記載	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b></p> <p>警察庁では、メール申請を可能とすべく、試行的なポータルサイト（仮称）を令和 3 年度に運用開始する予定であり、その後、各種行政手続に係る本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めている。他の手続のオンライン化の例をみると、オンライン化未実施の手続が利用率 20% に達するまで、通常のペースであればおよそ 10 年程度の期間を要することとされているが、昨今のオンライン手続への社会的なニーズの高まり等を踏まえ、上記の本格的なオンライン申請システム運用開始から 5 年後の年度末までに 20% の達成を目指すもの。</p>

オンライン利用率を引き上げるまでの課題と課題解決のためのアクションプラン①	課題	行政手続ポータルサイト（仮称）の整備・運用
	中間 KPI	<p><b>【目標・達成期限】</b> 各都道府県警察における行政手続ポータルサイト（仮称）の導入を推進し、令和4年度末までに導入済地域を100%とする。</p>
		<p><b>【KPIの定義】</b> 行政手続ポータルサイト（仮称）導入済地域＝導入済みの都道府県／全都道府県の数（独自のオンライン申請システムを導入済の都道府県を除く。）</p>
	アクションプラン a	<p><b>【取組内容】</b> 各種関係規定の整備</p>
		<p><b>【取組期限（期間）】</b>令和4年度中</p>
	アクションプラン b	<p><b>【取組内容】</b> 試行的なポータルサイト（仮称）の運用段階における実務上の課題の把握と解決方策の検討・実施</p>
		<p><b>【取組期限（期間）】</b>令和3年度から本格的なオンライン申請システム運用開始まで</p>
アクションプラン c	アクションプラン c	<p><b>【取組内容】</b> 道路使用許可の業務に従事する職員への周知</p>
		<p><b>【取組期限（期間）】</b>令和3年度から本格的なオンライン申請システム運用開始まで</p>

オンライン利用率を引き上げる上で課題と課題解決のためのアクションプラン②	課題	本格的なオンライン申請システムの整備・運用
	中間 KPI	<p><b>【目標・達成期限】</b> 各都道府県警察におけるオンライン申請システムの導入を推進し、運用開始年度の翌年度末までに導入済地域を 100% とする。</p>
		<p><b>【KPI の定義】</b> ※ オンライン申請システム導入済地域＝導入済みの都道府県／全都道府県の数（独自のオンライン申請システムを導入済の都道府県を除く。）</p>
	アクションプラン a	<p><b>【取組内容】</b> 要許可行為の類型に応じた必要添付書類等の標準化をはじめとするシステム整備に向けた各種課題の把握と解決方策の検討・実施</p>
		<b>【取組期限（期間）】</b> 令和 4 年度中
	アクションプラン b	<p><b>【取組内容】</b> システム整備等に必要な工数等の調査</p>
		<b>【取組期限（期間）】</b> 令和 4 年度中
	アクションプラン c	<p><b>【取組内容】</b> 申請者側、行政機関側双方の業務フローの可視化</p>
		<b>【取組期限（期間）】</b> 令和 4 年度中

オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン③	課題	国民への周知・広報活動
	中間 KPI	<p><b>【目標】</b> 本格的なオンライン申請システム運用開始までに試行的なポータルサイト（仮称）への累計アクセス数を1万件以上とする。</p> <p><b>【KPI の定義】</b> 累計アクセス数＝試行的なポータルサイト（仮称）のうち、道路使用許可関連事業のページへのアクセス数の総計</p>
	アクションプラン a	<p><b>【取組内容】</b> 警察庁ホームページ等での広報活動</p> <p><b>【取組期限（期間）】</b>令和3年度から本格的なオンライン申請システム運用開始まで</p>
	アクションプラン b	<p><b>【取組内容】</b> 各都道府県警察本部や警察署におけるオンライン申請に向けた広報活動</p> <p><b>【取組期限（期間）】</b>令和3年度から本格的なオンライン申請システム運用開始まで</p>
	アクションプラン c	<p><b>【取組内容】</b> 本格的なオンライン申請システムの使い方に係るQ&amp;A集の作成・公開（道路使用許可申請に関するアンケート調査の結果、オンライン申請をしない又はしづらい理由として、「オンライン申請のやり方が難しそう」と回答した手続利用者が最も多かったことから、本格的なオンライン申請システムの使い方に係るQ&amp;A集を作成・公開することで、オンライン利用率の引上げを図る。）</p> <p><b>【取組期限（期間）】</b> 本格的なオンライン申請システム運用開始後</p>

## 5. スコアカードの作成と公表方法

(オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表)

スコアカードを作成して、四半期ごとに警察庁ウェブサイト上に公開する。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する）

有識者・事業者団体等の第三者を選定の上、おおむね年に1回の頻度でスコアカード等の進捗状況を示す資料を提示し、取組の妥当性・進捗度合いについてチェックを受ける。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。